

⑪ 主としてケアを担う看護補助者の評価の新設

第1 基本的な考え方

看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進し、高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院医療を推進する観点から、直接患者に対するケアを担う看護補助者の配置について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 地域包括医療病棟において、主として直接患者に対し療養生活上の世話を提供する看護補助者を一定数配置している場合の評価を新設するとともに、看護補助体制充実加算について、身体的拘束の実施に着目した評価に見直す。
「Ⅱ－２－１」を参照のこと。
2. 療養病棟入院基本料等において、主として直接患者に対し療養生活上の世話を提供する看護補助者を一定数配置している場合の評価を新設するとともに、看護補助体制充実加算について、身体的拘束の実施に着目した評価に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【看護補助体制充実加算（療養病棟入院基本料）】 [算定要件] 注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、<u>夜間看護加算として、1日につき50点を所定点数に加算する。この場合において注13の看護補助体制充実加算は別に算定できない。</u></p> <p>注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保</p>	<p>【看護補助体制充実加算（療養病棟入院基本料）】 [算定要件] 注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、<u>当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</u></p> <p style="text-align: right;">イ 夜間看護加算 50点 ロ 看護補助体制充実加算 55点 (新設)</p>

除医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 看護補助体制充実加算1
80点

ロ 看護補助体制充実加算2
65点

ハ 看護補助体制充実加算3
55点

(19) 「注12」及び「注13」に規定する夜間看護加算及び看護補助体制充実加算は、療養生活の支援が必要な患者が多い病棟において、看護要員の手厚い夜間配置を評価したものであり、当該病棟における看護に当たって、次に掲げる身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。

ア～オ（略）

(20) 「注12」及び「注13」に規定する夜間看護加算及び看護補助体制充実加算を算定する各病棟における夜勤を行う看護要員の数は、「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(1)イ①に定める夜間の看護職員の最小必要数を超えた看護職員1人を含む看護要員3人以上でなければ算定できない。

（中略）

(21) 「注13」については、身体的拘束を実施した場合は、理由によらず、看護補助体制充実加算3の例により算定すること。

[施設基準]

三 療養病棟入院基本料の施設基準

(19) 「注12」に規定する夜間看護加算及び看護補助体制充実加算は、療養生活の支援が必要な患者が多い病棟において、看護要員の手厚い夜間配置を評価したものであり、当該病棟における看護に当たって、次に掲げる身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。

ア～オ（略）

(20) 「注12」に規定する夜間看護加算及び看護補助体制充実加算を算定する各病棟における夜勤を行う看護要員の数は、「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(1)イ①に定める夜間の看護職員の最小必要数を超えた看護職員1人を含む看護要員3人以上でなければ算定できない。

（中略）

（新設）

[施設基準]

三 療養病棟入院基本料の施設基準

等

(9) 夜間看護加算の施設基準

イ 当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む三以上であることとする。

ロ・ハ (略)
(削除)

(10) 看護補助体制充実加算の施設基準

イ 看護補助体制充実加算 1 の施設基準

① (9) のイ及びロを満たすものであること。

② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。

ロ 看護補助体制充実加算 2 の施設基準

① (9) のイ及びロを満たすもの

等

(9) 療養病棟入院基本料の注12に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 夜間看護加算の施設基準

① 当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む三以上であることとする。

②・③ (略)

ロ 看護補助体制充実加算の施設基準

① イの①及び②を満たすものであること。

② 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する十分な体制が整備されていること。

(新設)

であること。

- ② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。

ハ 看護補助体制充実加算3の施設基準

- ① (9)のイ及びロを満たすものであること。

- ② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

11の2 療養病棟入院基本料の注13に規定する看護補助体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助体制充実加算1の施設基準

- イ 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5割以上配置されていること。

- ロ 主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1以上であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として3年以上の勤務経験を有し適切な研修を修了した看護補助者であること。

- ハ 11の(1)から(5)までを満たしていること。ただし、(4)のエについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いて院内研修を実施していること。

- ニ 当該病棟の看護師長等が11の(6)のアに掲げる所定の研修を修了していること。また、当該病

11の2 療養病棟入院基本料の注12に規定する看護補助体制充実加算の施設基準

(新設)

(新設)

- (1) 11の(1)から(5)までを満たしていること。ただし、(4)のエについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いて院内研修を実施していること。

- (2) 当該病棟の看護師長等が11の(6)のアに掲げる所定の研修を修了し

棟の全ての看護職員（(6)のAに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が(6)のイの内容を含む院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。

ホ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(2) 看護補助体制充実加算2の施設基準

(1)のロからホを満たすものであること。

(3) 看護補助体制充実加算3の施設基準

(1)のハ及びニを満たすものであること。

【看護補助体制充実加算（障害者施設等入院基本料）】

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。この場合において注10の看護補助体制充実加算は別に算定できない。

イ 14日以内の期間 146点
ロ 15日以上30日以内の期間 121点

(削除)

ていること。また、当該病棟の全ての看護職員（(6)のAに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が(6)のイの内容を含む院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。

(新設)

(新設)

(新設)

【看護補助体制充実加算（障害者施設等入院基本料）】

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護補助加算

(1) 14日以内の期間 146点
(2) 15日以上30日以内の期間 121点

ロ 看護補助体制充実加算

(1) 14日以内の期間 151点
(2) 15日以上30日以内の期間 126点

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

- (1) 看護補助体制充実加算 1
176点
- (2) 看護補助体制充実加算 2
161点
- (3) 看護補助体制充実加算 3
151点

ロ 15日以上30日以内の期間

- (1) 看護補助体制充実加算 1
151点
- (2) 看護補助体制充実加算 2
136点
- (3) 看護補助体制充実加算 3
126点

11～13 (略)

(13) 「注9」及び「注10」に規定する看護補助加算、看護補助体制充実加算1、看護補助体制充実加算2又は看護補助体制充実加算3を算定する病棟は、身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内容については、「(療養病棟入院基本料について)」の(19)の例による。

[施設基準]

※ 看護補助体制充実加算（療養病棟入院基本料）における見直しと

(新設)

10～12 (略)

(13) 「注9」に規定する看護補助加算及び看護補助体制充実加算を算定する病棟は、身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内容については、「(療養病棟入院基本料について)」の(19)の例による。

[施設基準]

同様。

【看護補助体制充実加算（地域包括ケア病棟入院料）】

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護補助者配置加算として、1日つき160点を所定点数に加算する。この場合において、注5の看護補助体制充実加算は別に算定できない。

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

- イ 看護補助体制充実加算1 190点
- ロ 看護補助体制充実加算2 175点
- ハ 看護補助体制充実加算3 165点

6～13

[算定要件]

(7) 「注4」及び「注5」に規定する看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算1、看護補助体制充実加算2又は看護補助体制充実加算3を算定する病棟は、身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内

【看護補助体制充実加算（地域包括ケア病棟入院料）】

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日つき所定点数に加算する。

- イ 看護補助者配置加算 160点
- ロ 看護補助体制充実加算 165点

(新設)

5～12

[算定要件]

(7) 「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算を算定する病棟は、身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内容については、区分番号「A101」療養病棟入

<p>容については、区分番号「A 1 0 1」療養病棟入院基本料の(19)の例による。</p>	<p>院基本料の(19)の例による。</p>
<p>(8) <u>「注5」については、身体的拘束を実施した場合は、理由によらず、看護補助体制充実加算3の例により算定すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>[施設基準]</p>	<p>[施設基準]</p>
<p>※ <u>看護補助体制充実加算（療養病棟入院基本料）における見直しと同様。</u></p>	